

1. 事業名	みやぎの豊かな森林づくり支援事業
2. 事業目的	多様な自然環境を生み出す豊かな森林づくりを推進する。
3. 補助対象者	森林所有者及び森林組合等
4. 補助対象事業等	事業内容 (1) 国庫補助事業対象地以外の区域において、森林所有者等が多様な高齢級人工林の育成のために行う間伐及び森林作業道整備 (2) 国庫補助事業対象地以外の区域において、森林所有者等が人工林育成のために行う枝打ち
	採択基準 (1) 間伐 ・実施対象森林：26年生以上の人工林（私有林に限る）。ただし、搬出を伴わない間伐については、36年生以上の人工林（私有林に限る）。 ・間伐率：本数間伐率20%以上 (2) 森林作業道整備 ・継続的に使用される森林作業道の開設及び改良（気象害等により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧）とする。 ・宮城県森林作業道作設指針及び宮城県森林作業道実施基準に適合する内容であり、かつ原則として間伐と一体的に実施されるものとする。 ・森林作業道の路面工に使用する砕石はRC-40又はC-40を標準とし、敷厚はt=10cmとする。 なお、路面工を実施する場合は谷側に0.5mの路肩を設置するか、丸太筋工等により流出・洗掘防止対策を施すものとする。 ・森林作業道における横断排水工の設置間隔は50mを標準とする。 なお、設置間隔は現地状況に応じて適宜変更できるものとする。 (3) 枝打ち ・実施対象森林 30年生以下の人工林。ただし、間伐と一体的に行う枝葉の除去については、60年生以下の人工林。 ・実施本数 1、500本/ha以上
5. 補助対象経費	上記補助対象事業の間伐、森林作業道整備、枝打ちに係る経費
6. 助成の内容	標準事業費の1/2以内（※） ※標準単価（宮城県森林整備関係補助事業標準単価表で定める）×間接費率（森林環境保全整備事業の算定方法に準ずる）×施工面積（又は施行延長）×1/2＝補助金（千円未満切捨て） なお、施工面積の単位はヘクタール（又はメートル）とし、小数点第3位以下を切り捨てする。
7. 添付書類	（第7条第2項第5号で規定する書類等） 位置図、施行箇所の森林計画図、現況写真、事業を実施する権利を有することを証明する資料（登記簿・委託契約書の写し等）等 （第13条第4号で規定する書類等） 施行箇所の森林計画図及び実測図、伐木の搬出の有無を確認できる資料（立木売買契約書・納品書等）、完成写真等
8. 備考	平成14年4月（経済局長決裁） 令和6年4月 一部改正 平成17年4月 一部改正 平成18年4月 一部改正 令和4年4月 一部改正